

令和6年8月13日

支部長 各位

厚木剣道連盟

会長 小山 篤

熱中症特別警戒情報発表時の対応について(通知)

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについて、厚木市スポーツ協会から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

国では令和6年4月から、従来の熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設され運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートは、過去に例のない危険な暑さにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発令されます。厚木市では、「熱中症特別警戒情報発表時の対応指針」を策定し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、厚木市内の公共体育施設等の使用を禁止しました。このため、厚木市防災行政無線や厚木市ホームページの掲載等でお知らせされますが、ニュース等により情報の収集を行っていただき、発表された場合、体育施設の使用を中止するよう対応をお願い申し上げます。

なお、厚木市内の学校施設の体育館を使用している団体には、すでに厚木市から通知が發送されていますので申し添えます。

■熱中症特別警戒アラート要件とは、

広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるときに、国から熱中症特別警戒アラートが発表されます。発表される要件は、県内5箇所の観測地点(海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦)で、翌日の最高暑さ指数(WBGT)が35に達すると予想される場合とされ、**前日の14時ころに発表されること**です。